

交通事故の取扱いに関する訓令

[最終改正 令和4.2.25 京都府警察本部訓令第2号]

(概要)

交通事故の適正かつ迅速な処理を図ることを目的として、交通事故の取扱いに関して必要な事項を定めたものです。